

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年5月17日（月）午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉・11 清水 喜代己
12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ・21 坂野 大徹
23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 5 村澤 藤次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総合支所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 安濃：横井担当副主幹
芸濃：倉田担当主幹 香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 13 内藤 正敏・19 草深 みつよ

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）
報告第7号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第5回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席者は、5番 村澤 藤次委員、1名でございます。出席委員は13名でございます。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 13番 内藤 正敏委員、19番 草深 みつよ委員よろしく申し上げます。
 新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。
 まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第7号に入ります。
 事務局をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は13,461㎡で、すべて田でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

 2ページから5ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から10で、合計件数は10件、合計面積は35,605.27㎡で、その内訳は田が29,820.27㎡、畑が5,785㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

 6ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
 番号1、倉庫用地
 番号2、公衆用道路用地
 番号3、一般個人住宅用地
 でございます。
 以上、件数は3件、合計面積は639.30㎡で、すべて田でございます。

 7ページから8ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
 番号1から番号3、一般個人住宅用地
 番号4、長屋住宅用地
 番号5、車庫及び公衆用道路用地
 番号6、駐車場用地

番号7、山林用地
番号8、資材置場用地
番号9、番号10、一般個人住宅用地
番号11、分譲住宅建築用地
番号12、駐車場及び倉庫用地
でございます。

以上、件数は12件、合計面積は5,012.30㎡で、その内訳は田が1,528.30㎡、畑が3,484㎡でございます。

9ページをお願いいたします。
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地
でございます。
以上、件数は1件、畑で1,055㎡でございます。

10ページをお願いいたします。
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地
でございます。
以上、件数は1件、田で338㎡でございます。

11ページをお願いいたします。
報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1、権利者 _____、申請地は畑で383㎡となります。
取得年月日は、昭和60年8月20日でございます。
この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、12ページから13ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、面積 15,636㎡、渡人 _____、面積 2,099㎡、申請地 白塚町九門久_____、台帳地目・現況

地目とも田、面積 909㎡ 外1筆、合計面積 1,834㎡。

これにつきましては、受人は労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 新町、受人 _____、面積 5,679.64㎡、渡人 _____、面積 915㎡、申請地 南河路奥出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 29㎡。

これにつきましては、受人は宅地への進入路として売り払った分を、代替地として取得するものです。

なお、これに関連する案件が、このあとご審議いただく議案第3号、番号2にて計上されております。

番号3、地区 安東、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 36,306㎡、渡人 _____、面積 3,872㎡、申請地 河辺町田八勢_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 903㎡。

これにつきましては、農地所有適格法人の代表となる受人が、自己所有地を法人経営へと移管するものです。

番号4、地区 櫛形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 1,107,499㎡、渡人 _____、面積 1,549㎡、申請地 殿村大垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,549㎡。

これにつきましては、農地所有適格法人となる受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 高宮、受人 _____、面積 8,861㎡、渡人 _____、面積 2,097㎡、申請地 美里町五百野馬ノ垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,783㎡。

これにつきましては、受人は遠方のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 高宮、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 38,324㎡、渡人 _____、面積 3,504㎡、申請地 美里町五百野芝田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 282㎡ 外4筆、合計面積 1,000㎡。

これにつきましては、農地所有適格法人となる受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 高宮、受人 _____、面積 6,085㎡、渡人 _____、面積 3,504㎡、申請地 美里町五百野下之郷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 565㎡の内505㎡ 外2筆、合計面積 951㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、内申請となっております残りの面積は、このあとご審議いただく、議案第3号、番号14にて計上されております。

番号8、地区 草生、受人 _____、面積 12, 144㎡、渡人 _____、面積 12, 902㎡、申請地 安濃町草生恵下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 359㎡。

これにつきましては、このあとご審議いただく議案第3号、番号15をきっかけに、受人・渡人の双方で現場の利用状況に応じ、交換をするものです。

番号9、地区 草生、受人 _____、面積 12, 902㎡、渡人 _____、面積 12, 144㎡、申請地 安濃町草生恵下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 96㎡。

これにつきましては、このあとご審議いただく議案第3号、番号15をきっかけに、受人・渡人の双方で現場の利用状況に応じ、交換をするものです。

番号10、地区 安濃、受人 _____、面積 6, 464㎡、渡人 _____、面積 2, 802㎡、申請地 安濃町安濃室ノ口_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 399㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は10件、合計面積は8, 903㎡、このうち田が7, 973㎡、畑で930㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 白塚、お願いします。

田村委員 3番、田村です。5月10日に現地を確認しました。地元推進委員も特に意見無く、事務局説明通りですので、よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 新町。番号3、地区 安東。

川邊委員 23番、川邊です。2番と3番同時に行きます。地元推進委員と現地確認を致しました。問題ございません。以上です。

議長 番号4、地区 楡形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。川邊委員、地元推進委員と確認取りましたが、何ら問題はございませんでした。

議長 番号5から番号7、地区 高宮、お願いします。

清水委員	11番、清水です。5番は書類上で確認し、現地も見ました。特に問題は無いということです。6番も問題ないということで、よろしく願います。7番につきましては、農地はあるんですけど、住宅が建っておりまして、道路がないということで、うち申請となっております。特に問題ないということで、よろしく願います。
議 長	ありがとうございます。番号8、番号9、地区 草生。
内藤委員	13番、内藤です。5月7日に海野農業委員、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明通り、何ら問題ございません。よろしく願います。
議 長	番号10、地区 安濃、願います。
海野委員	12番、海野です。5月7日に地元推進委員と、農業委員2人と、事務局とで現地確認を行いました。問題なしという判断でした。よろしく願います。
議 長	番号1から番号10について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	14ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 椋本、申請者 _____ 外2名、申請地 芸濃町椋本塚田_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 148㎡ 外2筆、合計面積258㎡。 これにつきましては、既に隣接地で許可された、ミニ開発に関する進入路を確保するため、申請地を公衆用道路用地とするもので、転用後は市に移管されるものになります。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 安西、申請者 _____、申請地 芸濃町萩野前興_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 489㎡。 これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。 農地区分は農用地区域となりますが、令和3年3月31日付にて農業用施設用地へと用途区分の手続き変更が完了されております。 以上、件数は2件、合計面積は747㎡、このうち田が548㎡、畑で199㎡ でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。5月7日に地元推進委員と農業委員2人、事務局とで現地確認いたしました。何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 番号2、地区 安西、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。5月9日に事務局、我々農業委員と、地元推進委員とで現場を確認いたしました。事務局の説明通り、何ら問題ございません。よろしく申し上げます。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページから16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

恐れ入りますが、まず議案を説明させていただく前に、取下げに伴う議案書の訂正をお願いいたします。

15ページの、番号10をご覧ください。

この案件につきまして、取下げ願いが5月10日付けで提出されましたので、削除願います。

これは、開発許可申請との整合を図るため、土木工事部分となる造成等の内容を見直すことから一旦取下げ、改めて申請しようとするものです。

また、削除になったことで、16ページにあります合計欄の修正もお願い致します。

合計件数は17件としていただき、合計面積は15,732.00㎡、田の面積が6,452.00㎡となりますので、訂正をお願いします。

それでは改めまして、議案の説明をさせていただきます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 82㎡。

これにつきましては、自己が会社役員である受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を従業員用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 新町、受人 _____（使用借人）_____・_____、渡人 _____、申請地 南河路奥出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 29㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接地で息子夫婦が建築する分家住宅の進入路用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 産品小海_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 452㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、486.00㎡、パネルの設置率は一体利用地を含み、転用面積の92.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、番号3から番号6については、令和3年1月の現地確認において、地元との利用調整をより明確にするため一旦取下げられた案件になりますが、このたび関係者間で合意が形成されたことにより、再度申請されたものになります。

番号4、地区 楡形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 産品小海_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 611㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、583.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の95.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 産品小海_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 317㎡ 外2筆、合計面積 1,026㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、583.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 産品小海_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 76㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、486.00㎡、パネルの設置率は一体利用地を含み、転用面積の92.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 櫛形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 産品衣谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 182㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、103.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 櫛形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 産品衣谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 112㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、103.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の92.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 360㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、223.68㎡、パネルの設置率は、転用面積の62.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町西添 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、478.08㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 黒田、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町北黒田宗田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 161㎡ 外2筆、合計面積 4,183㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、2,484.30㎡、パネルの設置率は一体利用地を含んだ転用面積の54.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 椋本、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 芸濃町椋本下モ田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 793㎡ 外3筆、合計面積 5,700㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を20区画分の建売分譲住宅用地とするものです。

また、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野下之郷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 565㎡の内60㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を防火水槽用地とするものですが、平成7年から既にこの目的に供されている旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生恵下 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 197㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、平成6年から既にこの目的に供されている旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

また、境界確定測量を必要としたことから、これを機に双方が話し合い、土地利用の現状に合わせ、利便性の良いように土地の交換も3条により行われております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 草生、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町安部下津見 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 323㎡。

これにつきましては、隣接地で _____ を運営予定の受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を来場者用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町荒木ヲドロ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 284㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 香良洲、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____
渡人 _____、申請地 香良洲町山添 _____、台帳地目・現況地目とも田、
面積 991㎡ 外1筆、合計面積 1,044㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、534.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.
2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は17件、合計面積は15,732㎡、このうち田が6,452
㎡、畑が9,280㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 白塚、お願いします。

田村委員 3番、田村です。5月7日に地元推進委員と現地確認いたしました。事務局
の説明通りで、何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 新町、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。5月7日に事務局と地元推進委員と確認いたしました。
問題ございません。

議 長 番号3から番号9、地区 楡形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。番号3、4、5、6は事務局の説明通りです。7番、8番
は5月10日に地元推進委員、川邊委員、私、事務局と現地確認させてもらい
ましたが、何ら問題ございませんでした。9番は地元推進委員、川邊委員、私、
事務局とで現地確認をさせてもらいました。何ら問題はございませんでした。
以上です。

議 長 番号11、地区 雲出。

事務局 本日、担当委員である5番 村澤委員がご欠席されておりますが、事前に当
案件に対しご連絡をいただいております。その内容は、地元推進委員、事務局とで、
5月7日に現地確認を実施したところ、『特に問題ない』とのことでした。
以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 番号12、地区 黒田。

喜多委員 8番、喜多です。事務局と地元推進委員と現地を見ましたが、別に問題あり

ませんので、よろしく申し上げます。

議 長 番号13、地区 棕本、申し上げます。

牧野委員 10番、牧野です。5月7日に、会長、部会長、事務局、私と地元推進委員とで現地を確認させていただきましたけど、事務局の報告通り、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 番号15、番号16、地区 草生。

内藤委員 13番、内藤です。5月7日、海野農業委員と、地元推進委員とともに現地確認を致しました。両方、何も問題ございませんのでよろしく申し上げます。

議 長 番号17、地区 明合、申し上げます。

海野委員 12番、海野です。5月7日に地元推進委員、2人の農業委員と事務局とで現地確認を致しました。事務局の説明通りで、問題ございませんのでよろしく申し上げます。

議 長 失礼いたしました。番号14番、地区、高宮、お願い致します。

清水委員 11番、清水です。議案第1号にありました7番に関連し、何ら問題ございません。

議 長 ありがとうございます。番号18、地区 香良洲、申し上げます。

事務局 本日、担当委員である5番 村澤委員がご欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡をいただいております、その内容は、『地元推進委員、事務局とで、5月7日に現地確認を実施したところ、特に問題ない』とのことでした。
以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。番号1から番号18について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 安東、借人 株式会社 _____ 代表取締役社長 _____、
貸人 _____、申請地 安東町東園_____、台帳地目 田、現況地目 畑、
面積 1, 128㎡の内491.91㎡ 外2筆、合計面積 1, 041.39㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電及び風力発電装置による水素発生実証実験の為の、太陽光及び風力発電施設用地として一時転用するものです。

また、単独で太陽光発電を設置する時のみに用いられる、利用率を確認するための指標となる設置率は該当しませんが、利用計画図において、実験設備に必要な設備等が適正に配置され、申請地面積がすべて利用されていることが確認されます。

なお、農地区分は第1種農地と判断されますが、申請目的が不許可の例外にあたる一時的な利用に供されるもので、事業完了後は原状回復されるものになります。

番号2、地区 藤水、借人 社会福祉法人 _____ 理事長 _____、
貸人 _____ 外1名、申請地 垂水南浦_____、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 605㎡ 外5筆、合計面積 1, 922㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に自動更新となる1年間の賃貸借権を設定し、申請地を約60台分の職員用駐車場用地とするものですが、平成29年4月に一時転用となる許可を令和2年4月まで得たものの、その後の更新を失念していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 雲出島貫町山鶴_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 190㎡の内68.3㎡ 外4筆、合計面積 190㎡。

これにつきましては、隣接地で先月、太陽光の転用許可を得た借人は、貸人との間に3か月間の賃貸借権を設定し、申請地を事業用地へ行くための工事車両用通路用地として一時転用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安濃、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 安濃町内多宮ノ裏_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 4, 881㎡の内260㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に10年間の賃貸借権を設定し、申請地を店舗用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は3, 413.39㎡、このうち田が3, 055.39㎡、畑が358㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。5月7日に会長、部会長、地元推進委員、私と事務局で
現地確認いたしました。問題ございません。

議 長 番号2、地区 藤水、お願いします。

事 務 局 本日、担当委員である5番 村澤委員がご欠席されておりますが、事前に当
案件に対しご連絡をいただいております、その内容は、『地元推進委員、事務局とで、
5月7日に現地確認を実施したところ、特に問題ない』とのことでした。
以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 番号3、地区 雲出、お願いします。

事 務 局 こちらの方も本日、担当委員である5番 村澤委員がご欠席されております
が、事前に当案件に対しご連絡をいただいております、その内容は、『地元推進委員、
事務局とで、5月7日に現地確認を実施したところ、特に問題ない』とのこと
でした。
以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 番号4、地区 安濃、お願いします。

海野委員 12番、海野です。5月7日に地元推進委員、2名の農業委員、事務局とで
現地確認を行いました。事務局の説明通り、何ら問題無しと判断いたしました
ので、よろしく申し上げます。

議 長 番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でござ
います。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、
許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸
借)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 18ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
でございます。

番号1、地区 新町、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 南

河路奥出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 337㎡。

これにつきましては、借人は、母である貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件、畑で337㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 新町、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。5月7日に、地元推進委員と事務局と現地確認いたしました。問題ございません。以上です。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 新町、願出者 _____、申請地 南河路東屋_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 287㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であることが確認され、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町藤足_____、台帳地目 山林、現況地目 原野、面積 1,183㎡ 外1筆、合計面積 1,899㎡。

これにつきましては、平成10年頃に山林を開墾し、利用地目を農家台帳へ登録した上で、当初は畑として耕作していましたが、思うような収穫には結びつかず、間もなくして管理を放置したことにより原野化した事案となります。

空中写真撮影記録証明書により、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であることが確認され、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支

えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は2, 186㎡、このうち畑が287㎡、その他として山林になりますが、1, 899㎡でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 新町、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。5月7日に、地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。問題ございません。以上です。

議 長 番号2、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。5月7日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。何ら問題はございません。5月14日、高野尾農業振興協議会でこの案件を審議いたしまして、何ら問題ないということで、よろしく申し上げます。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言でございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

まず、議案を説明させていただく前に、先月の4月部会において、川邊委員から、資料の3枚目の『農用地利用集積計画』の概要において、「農地中間管理事業」を活用し、人・農地プラン作成区域内の案件については、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しているところですが、これとは別に相対契約となる案件についても、新規である旨を表示すべきではないのかというご意見をいただきました。

市農林水産政策課へ伝えたところ、新規には【契約期限切れ】【相続】【賃料改定】【貸人・借人の変更】【面積の変更】などが存在し、これらを正確に反映することが困難であることから、現状のままでご了承いただきたいとのことでした。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で125,205.36㎡、畑の賃貸借、使用貸借、
所有権移転で15,447㎡、契約件数は45件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,912㎡、畑の使
用貸借で3,908㎡、契約件数は9件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で656㎡、契約件数は1件ござい
ます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借で4,869㎡、契約件数は2件で
ございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で1,918㎡、契約件数は1件で
ございます。

香良洲地区につきましては、該当ございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて148,560.3
6㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借、所有権移転で19,355㎡、合計契約
件数は58件、合計面積は167,915.36㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区16件、河芸地区9件、安濃地区1件、
芸濃地区2件、で合計28件、合計面積は82,928㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で48.3%、面積で49.4%とな
っております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。
人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、該当がござ
いませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与
の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、
ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する
案件から、ご審議をお願いします。

整理番号37と整理番号50についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この2件について、いかがでございますか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第7号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第5回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年5月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____